

# たつの市第4期障害福祉計画

平成27年3月

たつの市

# 目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方	2
1	計画の性格及び期間	2
第2章	計画の基本理念・目標	3
1	施策の重点課題	3
第3章	障害福祉計画の数値目標	5
1	施設入所者の地域生活への移行	5
2	福祉施設から地域生活への移行者	5
3	福祉施設から一般就労への移行	6
4	障害福祉サービス等の充実	7
5	障害児支援の強化	23
第4章	市の概況	26
1	人口・世帯の動向	26
2	障害のある人の状況	27

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画の性格及び期間

### (1) 計画の性格

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、今後、たつの市が進めていく障害福祉サービスに関わる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めたものです。

本計画は、平成19年度からの「第1次たつの市総合計画」を上位計画とし、「たつの市次世代育成支援行動計画(後期計画)」「たつの市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」などの関連計画と連携を図りながら、可能な限り具体的な方策を示すものです。

### (2) 計画期間

- 第2次障害者計画の期間は、平成24年度から平成29年度までを目標年度とする6年間を計画期間としています。
- 第4期障害福祉計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とします。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者総合支援法施行(24年4月)					
第2次障害者福祉計画					
第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画		

### (3) 障害者福祉計画の達成状況の点検及び評価

- 策定した計画は、毎年開催する障害者等自立支援協議会において計画の進行状況、達成状況を分析、評価し、必要に応じて計画の見直しを行うものとしします。

### 1 施策の重点課題

#### (1) 地域生活への移行

障害が重い、身近に介助者がいない、また保護者の高齢化に伴う将来の不安から施設入所等を選択する人も多数おられますが、自立可能な方については、本人の希望に応じて、できる限り地域で暮らせるように支援する必要があります。

#### (2) 就労に向けた総合的な支援

障害のある人が、その個性と能力を活かしていきいきと働けることが重要です。一般就労の場、福祉的就労の場を充実させ、障害のある人が経済的に自立を果たし、地域で自立した生活ができる環境づくりに努めます。

福祉的就労の充実のために、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労支援施設等からの物品等調達や受注確保のために取り組みます。

#### (3) 専門性の確保と相談体制の確立

障害のある人が地域や家庭で暮らしていくためには、生活を支えるためのサービスや相談体制が重要になります。

質の高いサービスや支援が行えるよう、サービス提供事業所や学校、企業などにおいて、精神障害や発達障害等も含めた幅広い障害に関する知識と専門性を高めていくことが必要です。

また、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員と連携し、定期的な相談会を開催することで身近な場所での相談しやすい体制づくりに努めます。

#### **(4) 精神障害のある人の施策推進**

精神障害の予防や早期発見に力を入れてます。また、地域移行支援・地域定着支援の取組みを推進することで精神障害のある人が地域で生活できる環境を整備します。

#### **(5) 障害児への支援の充実**

発達障害など障害のある子どもについて専門的な支援を受けられる体制を整備し、保護者が子育てに不安や負担を抱かないよう支援します。

#### **(6) 障害者の権利を守る仕組みづくり**

知的障害などにより判断能力が不十分な人については、本人の希望を尊重しつつ様々な権利を守る仕組みが必要です。平成 28 年度から施行される障害者差別解消法を適正に執行するために関係機関と連携体制を整備することで地域協議会を設置し、啓発体制の強化に努めます。

## 第3章 障害福祉計画の数値目標

### 1 施設入所者の地域生活への移行

平成 25年度末の時点から施設入所者数の 3 人の方が地域生活に移行されることをめざします。

#### ■施設入所者の地域生活への移行の目標値

区 分	数 値	考 え 方
現入所者数 (A)	140 人	平成 25 年度末の人数
現入所者数 (A')	137 人	平成 26 年 8 月 1 日の人数
平成 29 年度末の施設入所者数 (B)	137 人	平成 29 年度末時点の施設入所者数

### 2 福祉施設から地域生活への移行者

福祉施設を退所された方が地域移行する方を下記のとおり見込めます。

区 分	数 値	考 え 方
【目標値】平成 29 年度までに移行する人の累計就労移行者数	30 人	福祉施設を退所し、地域生活に移行する者の数

### 3 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援を利用して、福祉施設に入所されている人が一般就労に移行される方を下記のとおり見込めます。

#### ■福祉施設から一般就労への移行の目標値

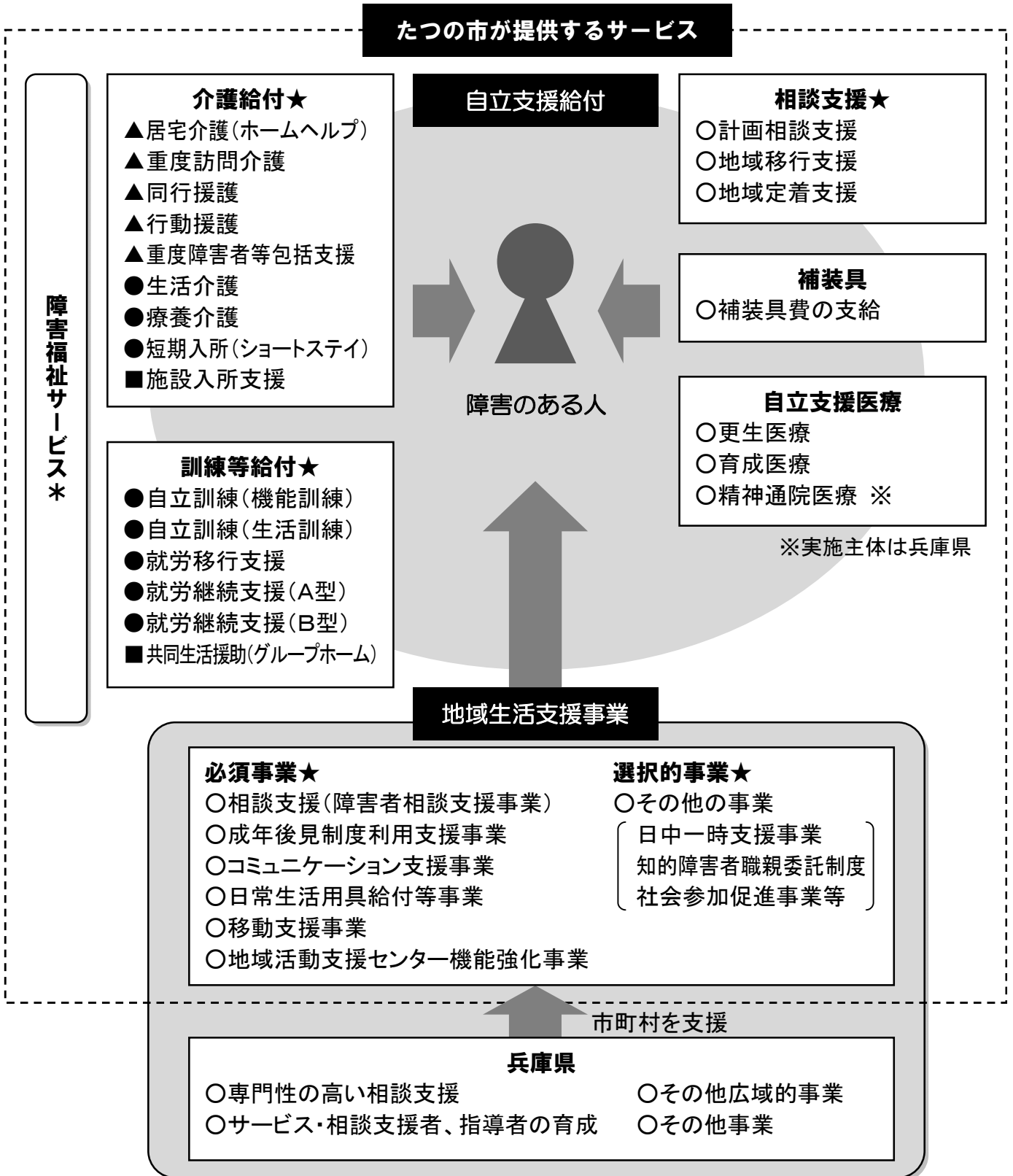
区 分	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	4 人	平成 25 年度末までに福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成 29 年度の年間一般就労移行者数	6 人	平成 29 年度までに施設を退所し、一般就労する者の数

#### ■就労移行支援利用者数の目標値

区 分	数 値	考 え 方
就労移行支援利用者数	10 人	平成 25 年度末の利用者数
【目標値】平成 29 年度のが就労移行者数	10 人	平成 29 年度までに施設を退所し、一般就労する者の数

## 4 障害福祉サービス等の充実

### ■障害者総合支援法に基づくサービス体系



\* 障害者総合支援法では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障害福祉サービス」と定義し、限定的な用語として使われています。

\* 障害福祉サービスの頭の記号の意味・▲訪問系サービス ●日中活動系サービス ■居住系サービス

\* ★はこの計画に関連するサービス



## (1) 自立支援給付

### ①訪問系サービス

#### ■訪問系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害のある人に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに便宜を図ります。
行動援護	知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人で常時介護を要する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

#### ■訪問系サービスの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
	居宅介護	49人/月	55人/月	71人/月	78人/月	85人/月
重度訪問介護	(59人/月)	(60人/月)	(61人/月)			
同行援護				1,990時間/月	2,037時間/月	2,084時間/月
行動援護	1,324時間/月	1,411時間/月	1,956時間/月			
重度障害者等包括支援	(1,579時間/月)	(1,605時間/月)	(1,631時間/月)			

※平成24年度、25年度は実績値、( )は、第3期障害福祉計画の見込量

※平成26年度は、4月から8月までの実績を基に推計した値(以下この計画において同じ)

※平成27年度から平成29年度までの数値は、給付実績及びアンケート等により推計した見込値

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○在宅での生活を希望される方が必要な支援が受けられるよう事業所の確保に努めます。

○障害種別に関わりなく障害特性に応じた対応ができるよう、ホームヘルパーの養成や資質の向上とともにサービス提供体制の整備を進めます。

## ②日中活動サービス

### ■日中活動サービスの内容

サービス名	サービスの内容
生活介護	常時介護を必要とする障害のある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人を対象とした理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。
自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障害のある人を対象とした、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連携・調整を通じて地域生活への移行を目指します。
就労移行支援	企業への就職又は在宅での就労・起業を希望する65歳未満の障害のある人に対し、一定期間にわたり事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援(A型)	就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用には結びつかなかった人、特別支援学校の卒業後就職活動を行ったが企業等の雇用には結びつかなかった人、就労経験があるが現に雇用関係の状態でない人で、65歳未満の障害のある人に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった人に対して、一般就労に向けた支援を行います。
就労継続支援(B型)	企業等や就労継続支援(A型)での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人、就労移行支援を利用したが企業等や就労継続支援(A型)の雇用には結びつかなかった人、以上に該当しないが50歳に達している人、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった人に対し、就労に向けた支援を行います。
療養介護	医療を要する障害のある人で常時介護を必要とする人に対し、主として昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

■日中活動系サービスの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活介護	243人/月 (213人/月)	244人/月 (217人/月)	244人/月 (222人/月)	245人/月	246人/月	247人/月
	4,340人日/月 (4,219人日/月)	4,387人日/月 (4,299人日/月)	4,833人日/月 (4,398人日/月)	5,197人日/月	5,589人日/月	6,010人日/月
自立訓練 (機能訓練)	5人/月 (8人/月)	7人/月 (8人/月)	4人/月 (8人/月)	4人/月	4人/月	4人/月
	65人日/月 (84人日/月)	109人日/月 (84人日/月)	61人日/月 (84人日/月)	65人日/月	68人日/月	72人日/月
自立訓練 (生活訓練)	2人/月 (8人/月)	5人/月 (8人/月)	6人/月 (10人/月)	10人/月	10人/月	10人/月
	35人日/月 (170人日/月)	88人日/月 (170人日/月)	113人日/月 (212人日/月)	180人日/月	180人日/月	180人日/月
就労移行支援	15人/月 (9人/月)	14人/月 (9人/月)	12人/月 (9人/月)	12人/月	13人/月	14人/月
	236人日/月 (123人日/月)	200人日/月 (123人日/月)	188人日/月 (123人日/月)	188人日/月	204人日/月	219人日/月
就労継続支援 (A型)	5人/月 (2人/月)	10人/月 (2人/月)	16人/月 (2人/月)	16人/月	16人/月	16人/月
	79人日/月 (36人日/月)	195人日/月 (36人日/月)	315人日/月 (36人日/月)	310人日/月	310人日/月	310人日/月
就労継続支援 (B型)	108人/月 (106人/月)	110人/月 (129人/月)	119人/月 (148人/月)	127人/月	136人/月	145人/月
	1,878人日/月 (1,887人日/月)	1,950人日/月 (2,296人日/月)	2,153人日/月 (2,635人日/月)	2,360人日/月	2,588人日/月	2,837人日/月
療養介護	3人/月 (3人/月)	3人/月 (3人/月)	3人/月 (3人/月)	3人/月	3人/月	3人/月
短期入所	20人/月 (20人/月)	23人/月 (20人/月)	23人/月 (20人/月)	25人/月	28人/月	31人/月
	156人日/月 (194人日/月)	193人日/月 (194人日/月)	182人日/月 (194人日/月)	203人日/月	227人日/月	253人日/月

**見込量確保の方策及び今後の方向性**

- 生活介護事業所や就労移行支援事業所と就労継続支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所等が連携すると共に、特別支援学校卒業生や個々の利用者のニーズに合った訓練や就労の場、余暇活動の場などの提供が連続して行えるよう、障害者自立支援協議会を活用して調整、連携を図っていきます。
- 就労訓練ができる機会や場の提供を拡充します。

- 就労支援については、「ハローワーク」や「西播磨障害者就業・生活支援センター」と連携し就労に関する支援を行います。一般就労への移行ができるよう促すとともに、一般企業等に対し障害のある人の雇用や職場実習について理解と協力の啓発に努め、就労機会の拡大を図ります。
- 短期入所（ショートステイ）については、社会福祉法人などへ働きかけ、連携を図りながら受け入れ枠の拡充に努めます。
- 就労移行支援（A型）のように市内に事業者が開設されていないサービスについても、近隣市町の事業所の動向を把握し、必要とするサービスが利用できるように情報収集に努めるとともに、積極的に発信します。

### ③居住系サービス

#### ■居住系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営む住居における相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護を受けている障害のある人に対し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間における居住の場を提供します。また、自立訓練、就労継続移行支援を受けており、単身の生活が困難な人又は地域の状況から通所することが困難な人に対し、自立訓練、就労移行支援が効果的に受けられるよう夜間における居住の場を提供します。

#### ■居住系サービスの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	平成24年度			⇒	平成27年度		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	19人/月 (55人/月)	24人/月 (63人/月)	27人/月 (63人/月)		30人/月	34人/月	39人/月
施設入所支援	142人/月 (128人/月)	148人/月 (127人/月)	140人/月 (126人/月)		139人/月	138人/月	137人/月

注：平成26年度から共同生活援助（グループホーム）のサービスに共同生活介護（ケアホーム）が一本化されました。

#### 見込量確保の方策及び今後の方向性

- グループホーム利用者の日中の活動の場を、事業所に働きかけ確保を促進します。
- グループホームの整備を促進するため、障害に対する地域の理解を深められるよう、日頃から施設の地域開放や地域行事への参加など、交流機会の拡充を促進します。
- 施設入所の希望者はアンケート調査によるとまだまだ多いですが、当事者及び保護者の希望に沿う生活ができるように支援し、真に必要な方が入所できるよう体制づくりを構築します。

## ④相談支援

### ■相談支援サービスの内容

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人やひとり暮らしへと移行した障害のある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

### ■相談支援の必要量及び利用者数の見込み

サービス名	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	0人/月 (11人/月)	35人/月 (25人/月)	64人/月 (38人/月)	78人/月	78人/月	78人/月
地域移行支援	0人/月 (2人/月)	0人/月 (2人/月)	0人/月 (2人/月)	2人/月	2人/月	2人/月
地域定着支援	0人/月 (4人/月)	0人/月 (5人/月)	1人/月 (5人/月)	2人/月	2人/月	2人/月

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

- サービス等利用計画作成は定着しつつあり、対象者の増加も見込まれるため相談支援事業所に対し、相談支援員の複数配置の確保、スキルアップを勧奨すると共に関係機関、障害者自立支援協議会と連携し更なる充実を図ります。
- サービス提供事業所や医療機関をはじめ、障害者自立支援協議会、県及び関係機関と連携し、「地域移行支援」「地域定着支援」の実施体制の確保に努めると共に、事業を活用する方策の検討を進めます。
- 相談支援は始まったばかりの支援であるため、地域において研修会を開催し、情報の共有、相談支援員の資質向上に努めます。

## (2) 地域生活支援事業の充実

「地域生活支援事業」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条において市町村が実施主体とされた事業です。障害のある人が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、様々な事業による支援を行います。

### ■地域生活支援事業の概要

事業類型	本市の実施事業
必須事業	①相談支援事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③成年後見制度法人後見支援事業 ④意思疎通支援事業 ⑤日常生活用具給付等事業 ⑥手話奉仕員養成研修事業 ⑦移動支援事業 ⑧地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	⑨日中一時支援事業 ⑩社会参加促進事業 ⑪知的障害者職親委託制度

## ①相談支援事業

### ■相談支援事業の内容

サービス名	サービスの内容
障害者相談支援事業	障害福祉サービスの利用等について、障害のある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。また、身近な地域で完結する相談支援の体制構築に努めます。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する問題を解決するため分科会による協議を行うとともに、障害福祉計画の進捗などについても協議を行い地域でのサービスの確保に資する。

### ■相談支援事業の箇所数の見込み

サービス名	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	1箇所 (1箇所)	1箇所 (1箇所)	1箇所 (1箇所)	1箇所	1箇所	1箇所
地域自立支援協議会	1箇所 (1箇所)	1箇所 (1箇所)	1箇所 (1箇所)	1箇所	1箇所	1箇所

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

- たつの市障害者等地域自立支援協議会を地域における相談支援体制の中核として位置づけ、関係者が抱える個々の具体的な案件に対し、適切な相談支援が出来るよう協議の場として活用します。
- 専門的な相談や複合的な相談、困難事例への対応などを速やかに行うため、相談支援事業所、市、県の保健や福祉に関する相談窓口と連携体制の構築を図るとともに、たつの市障害者等地域自立支援協議会での個別支援会議・分科会等で情報の共有化を図ります。
- 相談支援を的確に進めるために定期的に相談支援部会を開催します。また、就労部会を定期的に開催し、就労継続に関わる問題が発生した場合に迅速に対処ができる体制を目指します。



## ②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、制度の利用を支援するために関係施設等と連携し、普及啓発を図ります。

### ■成年後見制度利用支援事業の利用者数の見込み（年間）

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
成年後見制度 利用支援事業	0人 (1人)	2人 (1人)	2人 (1人)	3人	3人	3人

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 成年後見制度のさらなる利用促進に向けて、障害のある人の権利を守り、地域で安心して生活できるように、障害福祉サービス事業所やサービス提供事業者等の関係者へ本事業の周知を行います。
- 保護者等の高齢化により、障害者の将来について成年後見制度を利用したいという希望が増えています。ニーズを把握し、制度が適正に利用できる体制を目指します。
- 西播磨4市3町による西播磨成年後見支援センター(仮称)の平成28年度設立に向けて、体制整備を行い、小学校区単位での「市民後見人」の養成・支援を目指します。

## ③成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 市内の法人で適切な事業運営が確保できる団体に実施に向けて検討します。

#### ④意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

##### ■意思疎通支援事業の利用者数及び利用量の見込み（年間）

サービス名	平成	平成	平成		平成	平成	平成
	24年度	25年度	26年度		27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣事業	(-人日/年)	28人日/年 (1人日/年)	30人日/年 (1人日/年)	⇒	30人日/年	30人日/年	30人日/年
要約筆記者派遣事業	21件 (21件)	161件 (21件)	222件 (21件)		180件	180件	180件

#### 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 意思疎通支援に関する事業普及啓発に努めるとともに、派遣体制の充実を支援します。
- ボランティア団体の協力を得ながら、必要とされる方に提供できるように支援します。

## ⑤日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### ■日常生活用具給付等事業の利用件数の見込み

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護・訓練支援用具	3件/年 (4件/年)	1件/年 (4件/年)	3件/年 (4件/年)	3件/年	3件/年	3件/年
自立生活支援用具	10件/年 (27件/年)	8件/年 (36件/年)	10件/年 (48件/年)	10件/年	10件/年	10件/年
在宅療養等支援用具	12件/年 (17件/年)	14件/年 (24件/年)	14件/年 (34件/年)	14件/年	14件/年	14件/年
情報・意思疎通支援用具	11件/年 (6件/年)	18件/年 (5件/年)	18件/年 (4件/年)	18件/年	18件/年	18件/年
排泄管理支援用具	1,128件/年 (1,562件/年)	1,183件/年 (1,855件/年)	1,200件/年 (2,203件/年)	1,251件/年	1,304件/年	1,359件/年
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4件/年 (3件/年)	6件/年 (3件/年)	6件/年 (3件/年)	6件/年	6件/年	6件/年

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○障害の特性に合わせた適切な用具の給付を行うとともに、事業の周知、利用の普及・啓発を図ります。

## ⑥手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した生活又は社会生活を営むことができるようにする。

### ■手話奉仕員養成講習修了見込み者（年間）

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話奉仕員養成研修事業				2人/年	2人/年	2人/年

## ⑦移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域で自立生活及び社会参加を促します。

### ■移動支援の利用者数及び利用時間の見込み

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
	利用者数	48人/年 (17人/年)	52人/年 (17人/年)	40人/年 (17人/年)	43人/年	47人/年
利用時間	5,746時間/年 (2,857時間/年)	7,562時間/年 (2,956時間/年)	7,656時間/年 (3,059時間/年)	8,071時間/年	8,509時間/年	8,971時間/年

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○利用者のニーズや障害の特性・年齢等に合わせ、より利用しやすいサービスの提供に取り組みます。

## ⑧地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等を図る通所型施設として、地域生活を支援します。

### ■地域活動支援センターの利用者数及び箇所数の見込み

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
	地域活動支援センター事業	1箇所 (1箇所)	1箇所 (1箇所)	1箇所 (1箇所)	1箇所	1箇所
	20人/年 (35人/年)	20人/年 (35人/年)	20人/年 (35人/年)	20人/年	20人/年	20人/年

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○3障害に対応できる地域の拠点の場となる更なる地域活動支援センターの充実を目指します。

## ⑨日中一時支援事業

### ■日中一時支援事業の内容

サービス名	サービスの内容
日中一時支援事業	日中における活動の場が必要な障害のある人等に対し、家族の就労支援や一時的な休息を目的として、社会に適応する日常的訓練等の支援を行います。
夏季障害児タイムケア事業	障害のある児童を持つ親の就労支援と家族の一時的な休息を目的として、夏期休暇中に小学校の空き教室を利用し、障害児の一時預かりを行います。

### ■日中一時支援事業の利用者数及び箇所数の見込み

サービス名	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	利用者数	箇所数	備考	利用者数	箇所数	備考	利用者数	箇所数	備考
日中一時支援事業	45人/年			45人/年			32人/年		
	(36人/年)			(36人/年)			(36人/年)		
夏季障害児タイムケア事業	1箇所			1箇所			1箇所		
	(1箇所)			(1箇所)			(1箇所)		
	15人/年			15人/年			15人/年		
	(15人/年)			(15人/年)			(15人/年)		

平成27年度	平成28年度	平成29年度
32人/年	32人/年	32人/年
1箇所	1箇所	1箇所
15人/年	15人/年	15人/年

### 見込量確保の方策及び今後の方向性

- サービス提供事業者と連携し、必要な人への効果的なサービスの確保に努めます。
- 夏季障害児タイムケア事業は、学校関係者、保護者、ボランティア等の協力を得ながら継続的に事業を展開します。

## ⑩社会参加促進事業

### ■社会参加促進事業の内容

サービス名	サービスの内容
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、地域ボランティア等がスポーツやレクリエーションを通じて交流を深めます。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人に、点字や音声による市政ニュースなど、地域生活を送るうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。
奉仕員養成研修事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
歩行訓練士派遣事業	歩行訓練士を派遣し、視力障害のある人が近隣生活圏で安全に活動できるよう支援します。
障害者地域生活訓練等事業	在宅の知的障害のある人及び精神障害のある人が地域で自立した生活が送れるように、一定期間生活訓練を行います。

### ■社会参加促進事業の利用者数の見込み（年間）

サービス名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	回数	人数	人数	回数	人数	人数	回数	人数	人数	回数	人数	人数	回数	人数	人数	回数	人数	人数
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1回/年 (1回/年)			1回/年 (1回/年)			1回/年 (1回/年)			1回/年 (1回/年)			1回/年 (1回/年)			1回/年 (1回/年)		
点字・声の広報等発行事業	48回/年 (48回/年)			48回/年 (48回/年)			48回/年 (48回/年)			48回/年 (48回/年)			48回/年 (48回/年)			48回/年 (48回/年)		
奉仕員養成研修事業	5人/年 (13人/年)			3人/年 (21人/年)			-人/年 (21人/年)			4人/年 (4人/年)			4人/年 (4人/年)			4人/年 (4人/年)		
自動車運転免許取得・改造助成事業	3件/年 (13件/年)			5件/年 (10件/年)			5件/年 (10件/年)			8件/年 (8件/年)			8件/年 (8件/年)			8件/年 (8件/年)		
歩行訓練士派遣事業	0人/年 (4人/年)			0人/年 (6人/年)			0人/年 (6人/年)			4人/年 (4人/年)			4人/年 (4人/年)			4人/年 (4人/年)		
障害者地域生活訓練等事業	29人/年 (2人/年)			29人/年 (2人/年)			-人/年 (2人/年)			30人/年 (30人/年)			30人/年 (30人/年)			30人/年 (30人/年)		

## 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 障害のある人の社会参加と障害者同士の交流を深めるため、スポーツ・レクリエーション事業を継続します。
- 利用者に対し、広報、障害者のしおり等により情報提供を図るとともに、適正な事業運営に努めます。
- その他地域生活支援事業で行っていないサービス事業についても、必要性が生じた時点で障害者等自立支援協議会により検討します。

### ⑪知的障害者職親委託制度

知的障害のある人を一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技術習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高めます。

#### ■知的障害者職親委託制度の利用者数の見込み

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
知的障害者職親 委託制度	1人/年 (1人/年)	1人/年 (1人/年)	1人/年 (1人/年)	1人/年	1人/年	1人/年

## 見込量確保の方策及び今後の方向性

- 制度の周知に努め、制度の利用促進を図り、障害のある人やその家族の支援に努めます。

### ⑫障害者虐待防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行います。

また、障害者虐待の禁止や虐待を発見したときの通報義務等の広報啓発を図ります。

## 5 障害児支援の強化

### (1) 障害児通所支援の推進

#### ①児童発達支援

身体障害のある児童、知的障害のある児童または精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

#### ■児童発達支援の利用者数の見込み

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達支援サービス	67人/月 (72人/月)	69人/月 (62人/月)	66人/月 (52人/月)	68人/月	70人/月	72人/月

#### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○児童発達支援については、市町村が支給決定を行い、費用を支弁することとなります。

そのため、円滑に事業を運営できるよう、関係機関、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。

○関係機関及びサービス提供事業所と連携し、円滑な移行支援及び、サービス提供体制の充実を図ります。

#### ②医療型児童発達支援

身体障害のある児童、知的障害のある児童または精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。



## (2) 放課後等デイサービスの推進

### ①放課後等デイサービス

学校在学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。

#### ■放課後等デイサービスの利用者数の見込み

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
放課後等デイサービス	69人/月 (50人/月)	72人/月 (60人/月)	78人/月 (70人/月)	⇒	85人/月	92人/月	100人/月

#### 見込量確保の方策及び今後の方向性

○サービス提供事業所と連携し、就学児に適正な訓練が実施できるよう支援し、サービス実施体制の確保を図ります。

## (3) 保育所等訪問支援の推進

### ①保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある児童、または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

#### ■保育所等訪問支援の利用者数の見込み

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
保育所等訪問支援サービス	0人/月 (-人/月)	5人/月 (-人/月)	6人/月 (-人/月)	⇒	7人/月	9人/月	11人/月

## (4) 障害児相談支援の推進

### ①障害児相談支援

#### ■相談支援サービスの内容

サービス名	サービスの内容
障害児相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

#### ■相談支援の必要量及び利用者数の見込み

サービス名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	⇒	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
	障害児相談支援	0人/月 (-)	22人/月 (25人/月)		33人/月 (38人/月)		56人/月

#### 見込量確保の方策及び今後の方向性

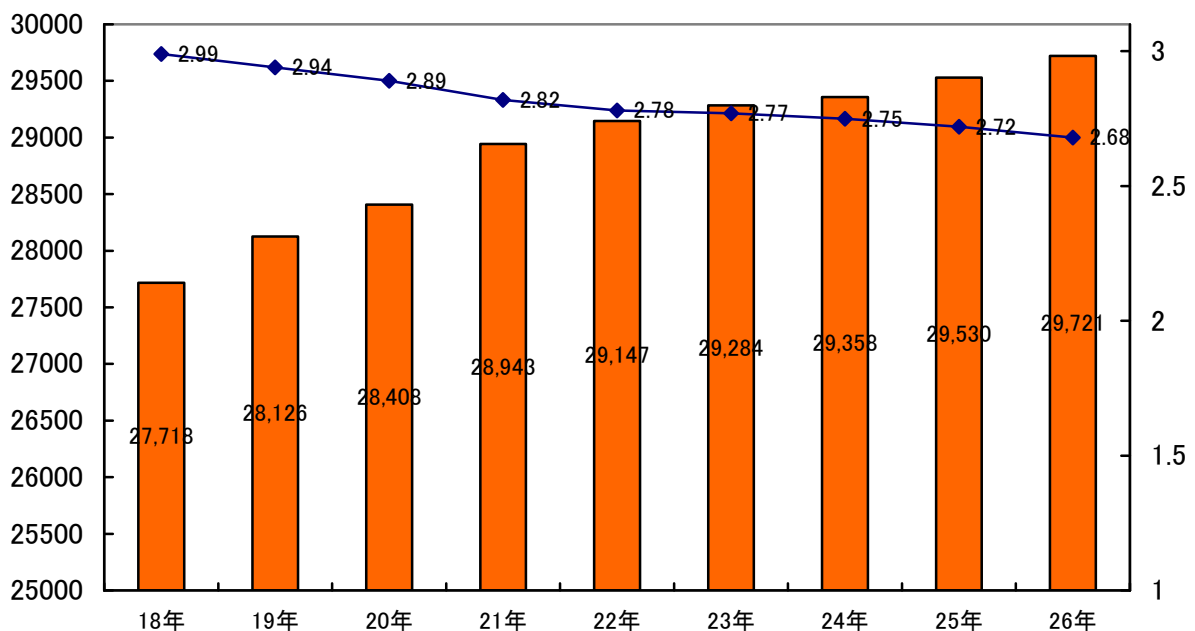
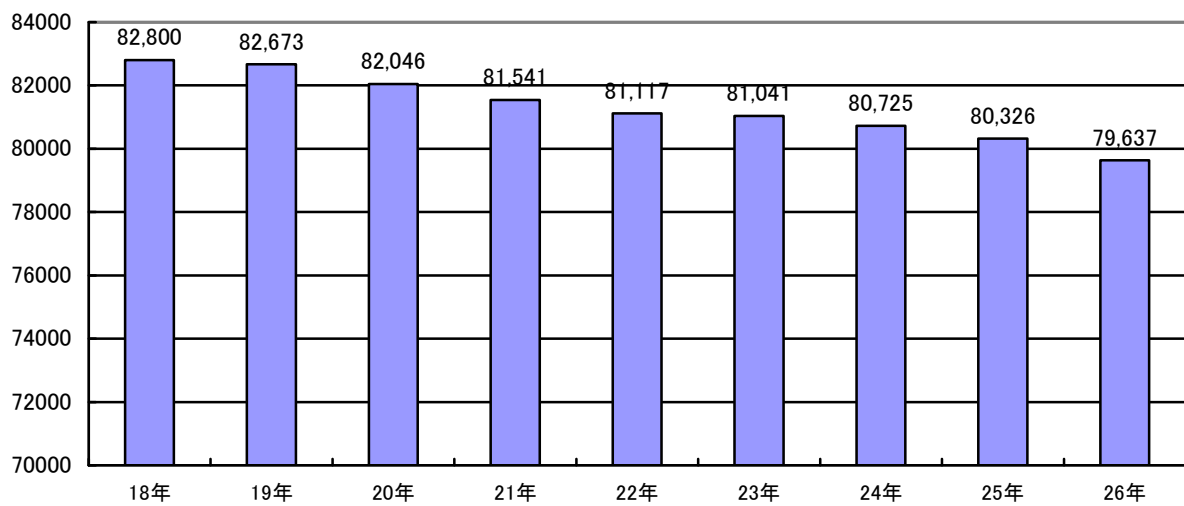
- 市内には障害児相談支援事業所が少なく、障害児が適正な計画によりサービスが利用できるよう支援します。また、相談事業所に相談員へスキルアップを勧めます。
- 計画策定期間が重なると相談員が計画を策定することが困難になるので、毎年計画的に相談業務が行えるよう調整します。

## 第4章 市の概況

### 1 人口・世帯の動向

#### (1) 人口・世帯の動向

本市の総人口の推移をみると減少傾向にあり、平成26年度には79,637人となっており、平成18年度と比較すると3,163人の減少となっています。



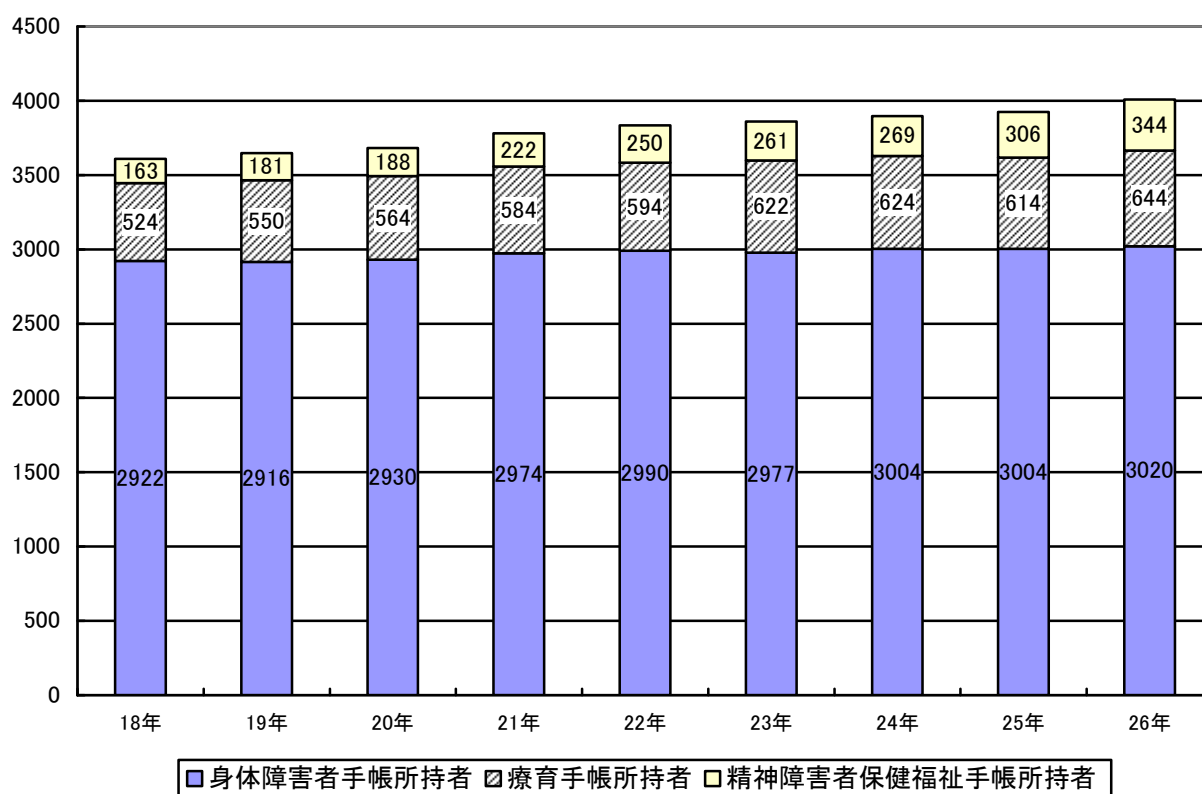
(各年度4年1日現在)

世帯数の推移をみると、人口は減少していますが、世帯数は年々増加傾向にあります。また、1世帯あたりの世帯人口も減少傾向にあり、世帯の小規模化が進行していることがうかがえます。

## 2 障害のある人の状況

### (1) 障害のある人の数の推移

障害のある人の数の推移を手帳所持者数で見ると、すべての手帳の所持者は増加傾向にあります。それぞれの平成26年度の実績値を平成18年度と比較すると、身体障害者手帳では1.03倍、療育手帳では1.2倍、精神障害者保健福祉手帳では2.1倍の増加となっています。

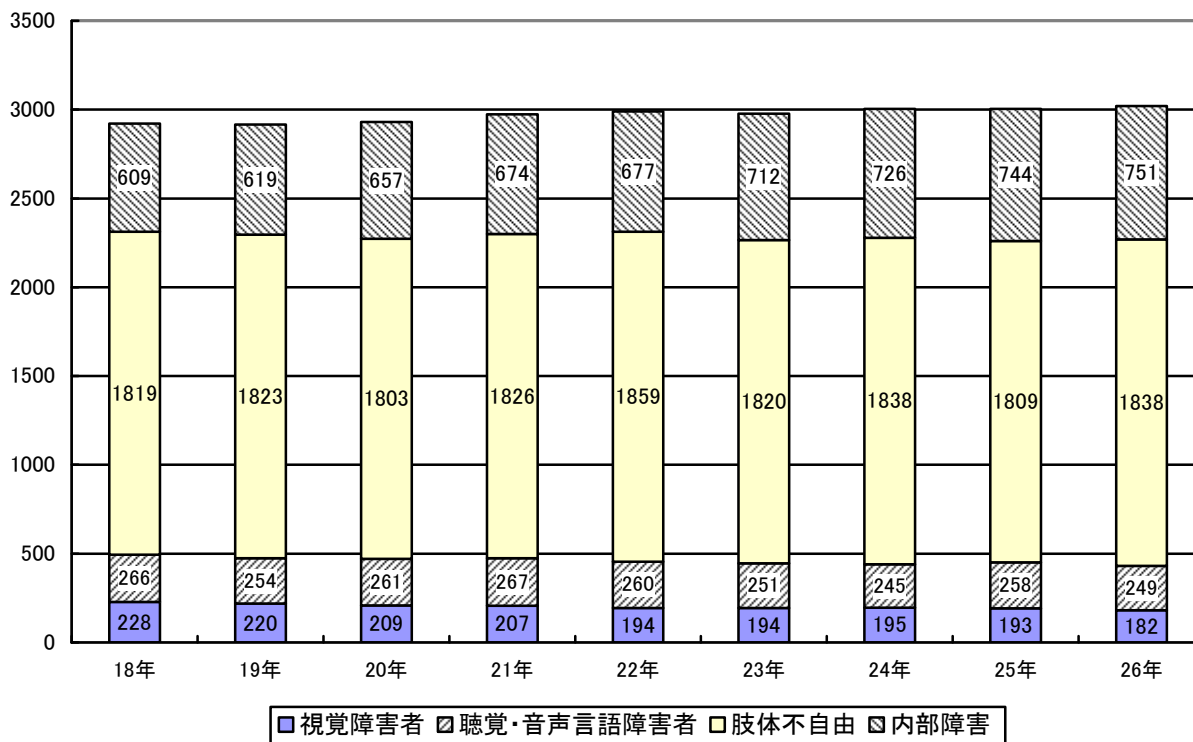


資料：地域福祉課調べ（各年度4年1日現在）

## (2) 障害別・等級別障害のある人の状況

### ① 身体障害のある人

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、年々若干増加しております。平成 26 年度の種別内訳をみると、「肢体不自由」が 61%と最も高くなっており、次いで「内部障害」が 25%と高くなっています。



※「肢体不自由」…上肢不自由、下肢不自由、体幹不自由、脳原性運動機能障害

※「内部障害」…心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害

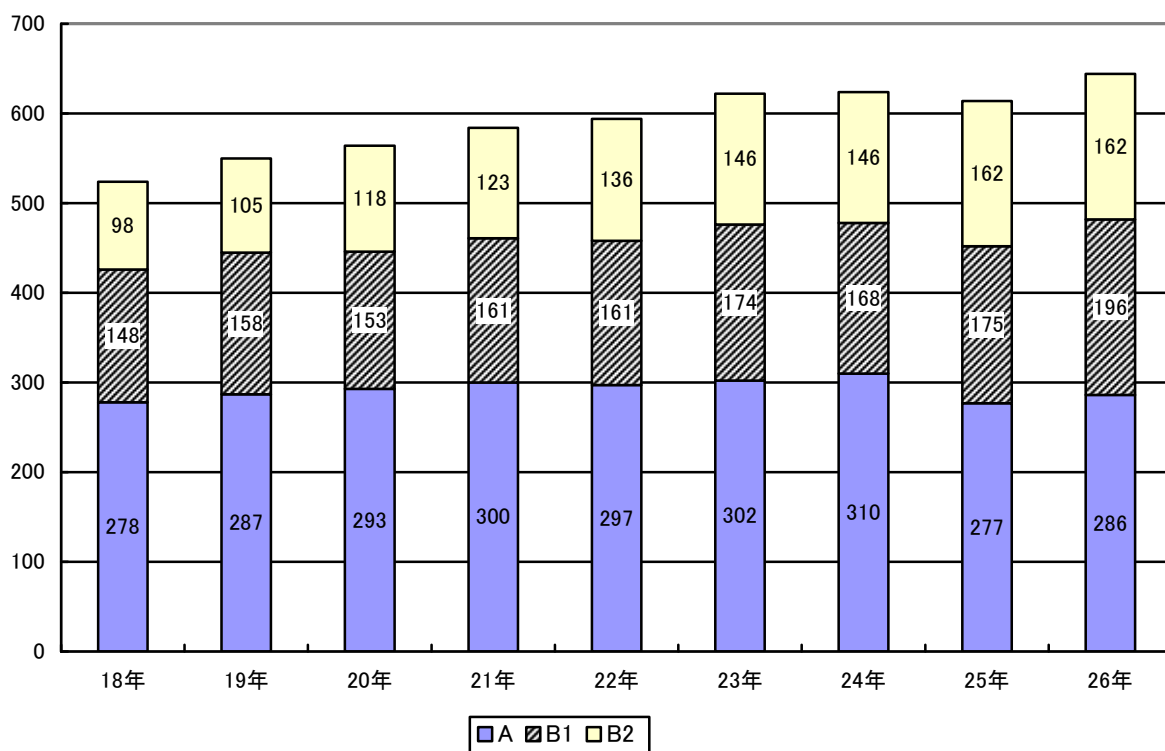
資料：地域福祉課調べ（各年度末現在）

## ②知的障害のある人

療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、総人口に占める割合も年々増加傾向にあります。

平成26年度の程度別内訳をみると、「重度」が44.4%、「中度」が30.4%、「軽度」が25.2%となっています。

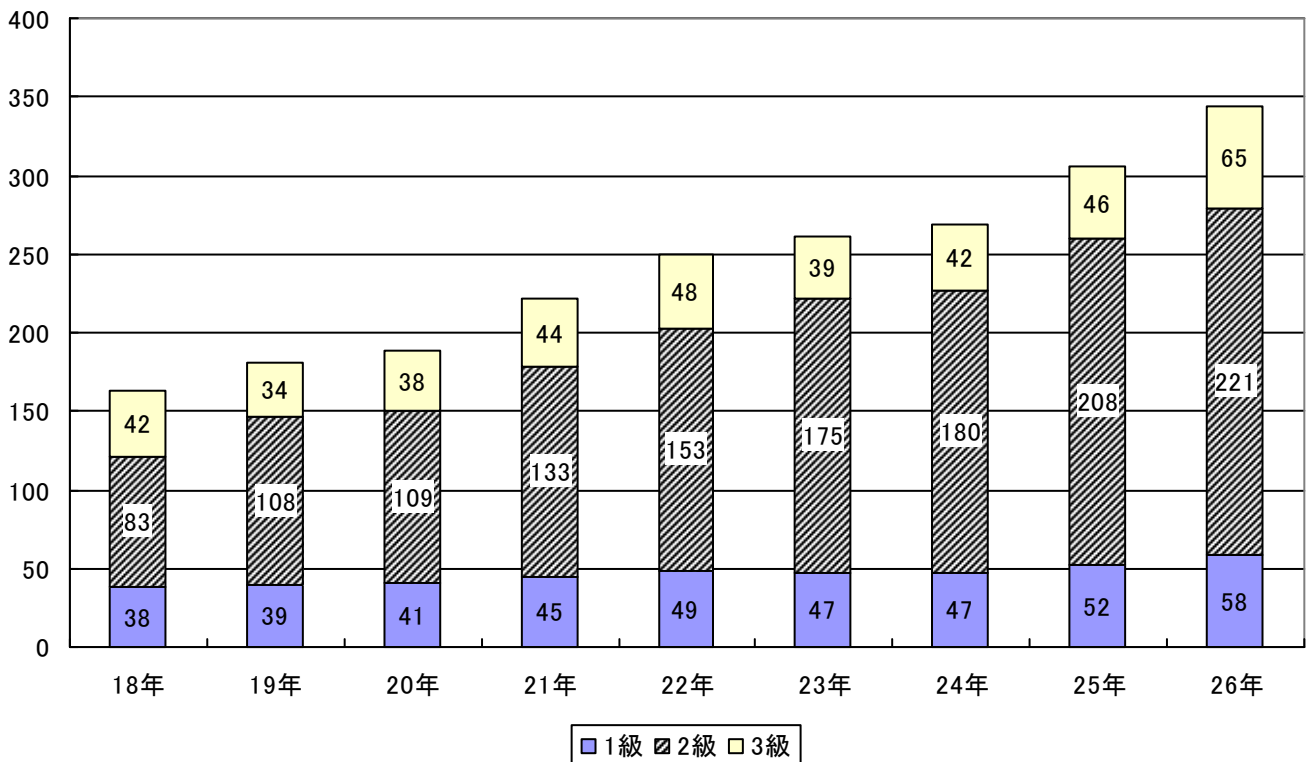
年齢別に所持者数をみると、平成26年度においては18歳未満では「B2（軽度）」が最も多く、総数の50.6%となっています。18歳以上では「A（重度）」が最も多く49.0%となっています。



### ③精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 26 年度を平成 18 年度と比較すると 2.1 倍となっております。

平成 26 年度の等級別内訳をみると「2 級」の増加が著しく、平成 26 年度を平成 18 年度と比較すると 2.7 倍となっています。



**たつの市**  
**第4期障害福祉計画**

発行年月：平成27年3月

発行：たつの市役所

編集：たつの市健康福祉部地域福祉課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL：0791-64-3204 / FAX：0791-63-0863